R4.12.1現在

医療安全管理体制体系図

※黄色着色組織は、医療安全管理の診療報酬施設基準上設置が必要なもの
※オレンジ着色組織は、感染対策の診療報酬施設基準上設置が必要なもの

〈病院局全体〉

病院事業の管理者（知事）

病院局医療安全管理委員会
【委員長】病院局長
【委員】県立病院長・(病)経営戦略課長・その他

ゼネラルリスクマネージャー（ＧＲＭ）会議
【構成員】県立病院医療安全管理室ＧＲＭ・(病)経営戦略課医療安全担当職員・その他

感染対策会議
【構成員】県立病院感染対策室担当看護師・(病)経営戦略課長・その他

〈各県立病院〉

院長

医療安全管理室《医療安全管理部門》
【室長（兼務）】副院長（不在等の場合は院長の指名する者）
【室員（専従）】ＧＲＭ
【室員（兼務）】その他必要な職員
（事務局次長、事務局総務課長、薬剤部職員等）

患者相談窓口
【責任者】（院長が指名）

感染対策室《感染対策部門》
【室長（兼務）】感染対策担当医師
（特別な事情がある場合は院長の指名する者）
【室員（専従）】感染対策担当看護師（※精神は当面の間兼務）
【室員（兼務）】感染対策担当薬剤師・臨床検査技師、
室長以外の感染対策担当医師、その他必要な職員

感染制御チーム(ICT)
①専任の常勤医師
②専任の看護師
③専任の薬剤師
④専任の臨床検査技師

・感染対策向上加算Ⅰ＝上記①又は②のうち１名は専従（抗菌薬適正使用支援チームの業務をしていても感染制御チームの業務は専従とみなす）
感染対策向上加算Ⅱ＝上記①及び②は専任

抗菌薬適正使用支援チーム(AST)
①専任の常勤医師
②専任の看護師
③専任の薬剤師
④専任の臨床検査技師

・感染対策向上加算Ⅰの施設基準
・上記①～④のうち１名は専従（感染制御チームの業務をしていても抗菌薬適正使用支援チームの業務は専従とみなす）

院内医療安全管理委員会
【委員長】医療安全管理室長
【副委員長】ＧＲＭ
【委員】事務局長、医療局長、看護部長、
感染対策室長又は感染対策室担当者　他

（第三者機関）
県立病院医療事故調査委員会
【構成員】外部委員

院内感染対策委員会
【委員長】感染対策室長
【副委員長】感染対策担当医師
【委員】院長、事務局長、医療局長、看護部長、
薬剤部長、臨床検査部門の長、感染対策担当看護師、
医療安全管理室長又はＧＲＭ　他

下部組織

- 医療安全管理に関する小委員会
- 死亡症例検討委員会
- 輸血療法委員会
- その他必要と認められる委員会

下部組織

- 院内感染対策に関する小委員会
- その他必要と認められる委員会